

サウジアラビア

商標法

2002年8月7日国王命令第 M/21 号により公布

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2章 商標の登録及び公告の手續

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第3章 商標登録の効果

第20条

第21条

第22条

第4章 商標の更新及び取消

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第 5 章 商標の所有権移転，質入れ及び差押

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 6 章 商標使用に関するライセンス

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 7 章 団体商標

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 8 章 手数料

第 41 条

第 42 条

第 9 章 犯罪及び処罰

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 10 章 最終規定

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第1章 総則

第1条

本法の規定を施行するに際し、商標とは、視覚により認識することができる識別性のある形状の名称、署名、言葉、文字、番号、図形、記号、証印及び浮彫り銘刻若しくはその他の標識又はその組合せであって、工業的、商業的、生業的若しくは農業的製品又は森林若しくは天然資源の開発事業を区別するのに適切な、又は当該商標を付する物品がその製造、選択、発明若しくはその取引を根拠として商標の所有者に属することを表示するのに適切な、又は一定のサービスの提供を表示するのに適切なものをいう。

第2条

次の標識、記章、旗及びその他のものは、商標とはみなさず、又は商標として登録しない。

- a. 識別性のない標識であって、特性の説明であるもの又は単に慣習上当該製品若しくはサービスに与えられた一般名称に過ぎないもの
- b. 宗教に反する、又は宗教的な性質の記号と同一若しくは類似の表示、標識又は図形
- c. 公序良俗と合致しないすべての表示、標識又は図形
- d. 王国、王国が相互主義待遇関係を有する国若しくは王国が締約国である多国間国際条約の構成国又は国際機関若しくは政府機関に属する公の記章、旗その他の標識、名称、及びこれらの記章、旗、記号、名称を模倣したもの。ただし、その所有者の許可を得ている場合はこの限りでない。
- e. 王国並びに(d)にいう国及び機関の公式の標識及び印影であって、製品若しくはサービス又はその保証についてのこれらの管理に関するもの。ただし、その所有者の許可を得ている場合はこの限りでない。
当該商標を製品自体若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスに付することが意図されていない場合は、この禁止は適用されない。
- f. 地理的名称。ただし、その使用により製品若しくはサービスの出所について混同を生じさせる虞があり、又は正当な理由なしに出所の表示を独占する若しくは出所に名称を付することになる虞がある場合に限る。他人の肖像又は名称若しくは商号。ただし、当該人又はその相続人が当該使用に同意した場合はこの限りでない。
- g. 名誉学位に関する記述
- h. 製品又はサービスの出所その他の点について公衆に誤認を生じさせる虞があるか又は虚偽の情報を含む記述、及び架空の、模倣の若しくは虚偽の商号を含む商標
- i. 王国において同一又は類似の商品又はサービスに関連して登録されていない周知の商標と同一又は類似の商標、及び王国において同一でなく又は類似していない商品又はサービスに関連して登録されている周知の商標と同一又は類似の商標。ただし、この使用が当該周知商標の所有者に害を及ぼす場合に限る。
- j. 管轄当局が下した決定により取引が禁止されている自然人又は法人が所有する商標
- k. 同一又は類似の製品又はサービスに関連して他人が既に出願又は登録している商標と同一又は類似の標識、及び一定の製品又はサービスについて登録すれば、他人の製品又はサービスの価値を減じるであろう標識

第2章 商標の登録及び公告の手続

第3条

商業省の管轄部門に「商標登録簿」と称する登録簿を設ける。それには、すべての登録商標、並びに所有権の譲渡、移転、譲渡抵当権、差押又は当該商標を使用するためのライセンスに関する通知、及びこれらの更新及び取消並びに施行規則に規定するすべての情報を記録する。

第4条

次の範疇の者は、商標を登録する権利を有する。

- 1) サウジ国籍を有する自然人又は法人
- 2) 常時王国に居住する者であって、商業又は職業活動に従事することを許可されているもの
- 3) 王国を相互主義に基づいて遇する国の国民
- 4) 王国が締約国である多国間国際条約の構成国である国の国民又は当該国の居住者
- 5) 公共機関

第5条

第1条に規定する条件を満たすすべての商標の登録出願は、王国に住所を有する個人又は王国に住所を有する公式の代理人が、施行規則に定める条件及び手続に従って、商業省の管轄部門に行うことができる。

第6条

商標登録出願は、1 又はそれ以上の類の製品又はサービスについて行うことができるが、各類につき、施行規則に規定する条件及び手続に従って別個の出願を行わなければならない。

第7条

一群の商標が基本的要素について同一であり、かつ、商標の色彩又は関連する製品若しくはサービスの細目のように、その特性に影響を及ぼさない態様でのみ異なる場合は、当該群の商標を登録する目的で1の出願を行うことができる。ただし、当該製品又はサービスが同一の類に属することを条件とする。

第8条

同一の類の製品又はサービスについて2以上の者が同一の商標又は混同を生じさせる類似の商標の登録を同時に出願し、かつ、出願日又は優先日が同一である場合は、この登録出願は、自らの出願を放棄する旨の他の出願人からの法的裏付のある陳述書を出願人の1が提示するまで、又は出願人の1の登録を支持する最終裁定が苦情処理委員会によりなされるまで、停止する。

第9条

商標登録の出願人又はその承継人が、王国が締約国である多国間国際条約の構成国である他の国又は王国を相互主義により遇する他の国にした先の出願を理由とする優先権の享受を希望する場合は、当該人は、先の出願の日付及び番号並びに出願国を記載した陳述書を願書に

添えて提出しなければならない。また、出願人は、先の出願をした国の管轄当局により適正に確認された先の出願の写しを、優先権を主張する登録出願の出願日から6月以内に提出しなければならない。そうでない場合は、その主張の権利を失う。

第10条

商業省の管轄部門は、出願について、その出願後60日以内に、本法及び施行規則に規定する条件及び手続を満たしているか否かを決定する。

第11条

管轄部門は、当該登録出願が本法の規定に従っていないと考える場合は、その旨を出願人に書面で通知するものとし、かつ、登録出願の承認に必要な条件を満たすよう又は補正を施すよう求めることができる。

第12条

出願人が当該条件を満たすこと又は当該補正を施すことに関する管轄部門の求めにその旨の通知の日から90日以内に応答しない場合は、その出願は、当該期間の満了の日に拒絶されたものとみなす。

第13条

関係当事者は、自己の出願を拒絶する旨の決定に対して、その通知の日から60日以内に商業省に対して苦情を申し立てることができる。かつ、大臣が下す決定により当該苦情が却下された場合は、当該関係当事者は、その通知の日から30日以内に苦情処理委員会に不服申立をすることができる。

第14条

商標の登録が認められた場合は、管轄部門は、施行規則に定める方法及び手続に基づいて、この登録を公告するものとし、かつ、出願人は、公告の費用を負担する。

第15条

利害関係人は、公告の日から90日以内に、商標登録の承認について苦情処理委員会に異論を唱えることができ、また、異論の写し及び異論提起の証拠を商業省の管轄部門に提出しなければならない。

第16条

管轄部門は、商標登録の承認決定が最終的なものになった後又はその旨の裁定が苦情処理委員会により下された場合は、第3条に規定する登録簿に当該商標を登録する。この登録は、施行規則に定める手続及び条件に従わなければならない。

第17条

登録が完了したときは、商標の所有者には、施行規則に定める情報を記載した証明書が交付される。記載事項には、特に、次のものを含める。

- l. 商標登録の出願番号
- m. 登録出願の日付並びに登録日及び(有する場合は)優先日
- n. 商標所有者の商号又は名称，居住地及び国籍
- o. 商標の写し
- p. 商標登録の対象である製品又はサービスの詳細事項及び類

第 18 条

登録商標の所有者は，管轄部門に対し，登録商標に対する追加又は修正を施すよう請求することができる。ただし，追加又は修正が商標の特性に重要な影響を及ぼさないことを条件とする。当該請求は，原登録出願に適用されるすべての条件及び手続に従わなければならない。

第 19 条

如何なる利害関係人も，第 3 条に規定する登録簿を閲覧すること及び登録簿中の情報又は記録の写しを請求することができる。

第3章 商標登録の効果

第20条

商標登録は，登録出願の出願日から効力を生じる。この日付は，施行規則の規定に基づいて決定する。

第21条

商標を登録した者は，その排他的な所有者となり，登録商標をある者が使用する場合は，その所有者の同意を得なければならない。登録商標の所有者は，他の者が当該商標を使用すること又は当該商標に類似し，当該商標が登録されている製品若しくはサービス及び類似の製品若しくはサービスについて公衆に誤認を生じさせる虞があるその他の標識を使用することを防止するために訴訟を提起する権利を有する。商標登録から生じる権利は，当該登録商標の特性を含まない標識，記述及び説明図の公正な使用を対象としない。

第22条

商標登録から生じる権利は，更新されない限り，10年間継続する。

第4章 商標の更新及び取消

第23条

商標の所有者は、本法及び施行規則に規定する条件及び手続に従って、当該商標の保護期間の最後の年及びその後の6月の期間内にその登録更新の申請をすることができる。

第24条

商標は、新たな審査なしに更新され、登録の更新は、施行規則に規定する条件及び手続に基づいて公告される。

第25条

管轄部門及び利害関係人は、次の場合に、商標登録の取消を請求することができる。

- q. 商標の所有者が正当な理由なしに、5年間継続して、当該商標を使用しなかった場合
- r. 商標が公序良俗に反して登録された場合
- s. 商標が不正に又は虚偽の情報に基づいて登録された場合

苦情処理委員会は、登録取消請求について決定を下す権限を有する。

第26条

商標登録は、次の場合は、法律に基づいて取り消される。

- t. 本法及び施行規則に従って登録が更新されなかった商標
- u. 管轄部門が下した決定に従って取引が禁止されている自然人又は法人が所有する商標

第27条

商標が取り消された場合は、その商標は、取消の日から3年が経過しない限り、同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスについて他人のために登録されることはない。ただし、取消決定においてこれより短い期間を定められた場合は、この限りでない。

第28条

商標登録の取消は、施行規則に規定する手続及び条件に従って公告される。取消は、苦情処理委員会の裁定の日、保護期間満了の日又は禁止決定が発出された日から効力を生じる。

第5章 商標の所有権移転，質入れ及び差押

第29条

商標の所有権は，所有権を移転する事件又は措置により他人に移転され得る。ただし，これが書面によるものであり，かつ，特に，製品及びサービスの内容，出所，特性又は効果について公衆に誤認を生じさせることを意図していない場合に限る。

第30条

製品又はサービスを区別するために商標が使用されている事業所又は事業の所有権が商標の所有権の移転を伴わずに移転される場合は，引き続き当該商標を所有する者は，別段の合意がない限り，当該商標の登録対象である製品又はサービスに引き続き当該商標を使用することができる。

第31条

商標は，製品又はサービスを区別するためにそれが使用されている事業所又は事業とともに又は伴わずに質入れし又は差し押さえることができる。

第32条

商標の所有権移転，質入れ又は差押は，それが公告され，かつ，第3条に規定する登録簿に記載された後でなければ他人に対して効力を有さない。

第 6 章 商標使用に関するライセンス

第 33 条

商標の所有者は、当該商標の登録対象である製品又はサービスの全部又は一部について当該商標を使用するライセンスを自然人又は法人に付与することができる。商標の所有者は、当該商標を使用するライセンスを他人に付与する権利を有し、かつ、別段の合意がない限り、当該商標を自ら使用する権利を有する。ライセンスの期間は、当該商標の保護期間を超えてはならない。

第 34 条

ライセンス契約は書面によるものとし、かつ、契約当事者の署名、拇印又は証印は、施行規則の規定に従って公式に証明されなければならない。

第 35 条

ライセンス契約は、第 3 条に規定する登録簿に記録される。ライセンスは、登録簿に記録され、かつ、施行規則に規定する手続及び条件に従って公告されない限り、他人に対して効力を有さない。

第 36 条

使用権者は、別段の合意がない限り、他人にライセンスを譲渡し又はサブライセンスを付与してはならない。

第 37 条

ライセンスの登録は、ライセンスの満了又は終了の証拠を提示した上での商標所有者又は使用権者による請求に基づいて、登録簿から抹消される。管轄部門は、ライセンス取消の請求について他方当事者に通知しなければならない。この場合は、当該他方当事者は、取消請求について通知を受けた日から 30 日以内に、これに対する異論を苦情処理委員会に唱える権利を有する。

第7章 団体商標

第38条

商業大臣は、施行規則に規定する手続及び条件に従って、特定の製品又はサービスの出所、成分、製法、効果、銘柄又はその他の特性に関して、これら又はこれらの検査を管理する自然人又は法人が共同で所有する商標の登録を許可することができる。

第39条

非更新の団体商標は、同一又は類似の製品又はサービスに関して他人のために登録することができない。

第40条

本法の規定は、団体商標に適用する。ただし、当該規定が団体商標の内容に合致しない場合は、この限りでない。

第 8 章 手数料

第 41 条

本法の規定に基づいて納付する手数料は、次のとおりとする。

1. 次の手続については、何れも 1,000 リアル
 - a. 1 類についての商標登録出願
 - b. 1 類についての団体商標登録出願
 - c. 1 類についての団体商標の審査請求
 - d. 1 類についての 1 の商標に関する登録簿の閲覧
 - e. 1 類についての 1 の商標に関する登録簿の記録の写し 1 件ごと
 - f. 1 類についての 1 の商標に関する所有権の移転又は譲渡の記入を求める請求
 - g. 1 類についての商標のライセンスに関する請求並びに第 31 条、第 32 条及び第 33 条に基づいて質入れされた商標の記入を求める請求
 - h. 第 18 条に基づく 1 類についての商標への修正又は追加 1 件ごと
 - i. 1 類についての 1 の商標に関連して、手数料が定められていない情報への追加又は変更を求める請求
 - j. 商標保護期間後の 6 月間における、1 類についての商標の登録の更新を求める請求
2. 次の手続については、何れも 3,000 リアル
 - v. 1 類についての商標の仮保護を求める申請
 - w. 1 類についての商標の登録
 - x. 1 類についての団体商標の登録
 - y. 1 類についての商標の登録の更新
 - z. 1 類についての団体商標の登録の更新

第 42 条

第 41 条に従って手数料が定められている申請及び手続は、所定の手数料の納付後でなければ認められず、また、効力も生じない。

第9章 犯罪及び処罰

第43条

より厳しい処罰を害さないことを前提として、次の者には、1年以下の拘禁及び5万リアル以上100万リアル以下の罰金又はその一方を科する。

k. 公衆に誤認を生じさせるような方法で登録商標を偽造又は模倣する者及び偽造又は模倣した商標を悪意で使用する者

l. 他人が所有する商標を、自己の製品又はサービスに悪意で貼付し又は使用する者

m. 事情を知りながら、偽造、模倣若しくは不法に貼付若しくは使用した商標を付した製品を販売する意図をもって販売の申出をし、販売に出し若しくは販売し又は所持する者及び事情を知りながら、このような商標の下でサービス提供の申出をする者

第44条

より厳しい処罰を害さないことを前提として、次の者には、3月以下の拘禁及び2万リアル以上25万リアル以下の罰金又はその一方を科する。

a. 第2条b, c, d又はeに定める場合において、未登録商標を使用する者

b. 商標が登録されていると信じさせるような記述を商標又は営業書類に不法に記する者

第45条

常習犯については、当該違反について定められた最高罰の2倍以下の罰に処し、かつ、事業所又は事業を15日以上6月以下の期間閉鎖するとともに、施行規則に規定する条件及び手続に従って、違反者の費用において判決を公告する。

第46条

本法の規定にいう常習犯とは、本法に規定する違反行為の何れかについて有罪判決を受けた者であって当該違反行為に関する確定判決の日から3年以内に他の類似の違反行為をあらためて行った者をいう。第43条及び第44条に規定する違反行為は、類似のものとみなす。

第47条

違反行為の日から5年間調査又は訴追が行われなかった場合は、公訴権は消滅する。公訴権が消滅しても、私権は害されない。

第48条

本法に規定する違反行為の結果損害を被った者は、被った損害について当該違反行為に責任を有する者から適正な補償を請求することができる。

第49条

商標の所有者は、民事上又は刑事上の訴訟を提起する前であっても、いつでも、商標の登録を示す公式書類を付した申立に基づいて、必要な予防措置を取るべき旨の命令を苦情処理委員会から取得することができる。この措置には、特に、次のものが含まれる。

n. 違反行為を行うのに用いられている又は用いられた設備及び道具並びに当該商標が使用

された国内の又は輸入した製品又は商品及び書類に関する詳細な説明記録の作成
o. n.にいう品目の差押。ただし、差押請求人が、必要な場合は差押対象当事者に補償する目的で苦情処理委員会が暫定的に見積もる保証金を納付するまでは、差押を行わないことを条件とする。差押が行われた後に、施行規則に規定する条件及び手続に基づいて、差押請求人が行った供託の適正性について異議を申し立てることができる。苦情処理委員会の命令には、施行規則に定める部局を補佐するための1以上の専門家の任命を含めることができる。

第50条

商標の所有者が取った予防措置は、第49条に規定する措置が取られた日から10日以内に当該措置の対象である当事者に対して民事上又は刑事上の訴訟を提起しない場合は、無効とみなされる。

第51条

被告は、悪意の原告に対し、差押を行う当事者が訴訟を提起しない場合は第50条に規定する期間の経過後90日以内に、又は当該商標に関する差押訴訟について確定判決が下された日から90日以内に、第49条に規定する措置の結果として被告に権利が生じる可能性がある補償を請求する措置を取ることができる。差押の対象である当事者に確定有罪判決が下されたとき又は訴訟を提起せずに被告について定められた期間が経過したときを除いては、保証金は、如何なる場合も、差押を行う当事者に払い戻されない。ただし、差押訴訟について下された判決に供託に関する決定が含まれている場合はこの限りでない。

第52条

苦情処理委員会は、何れの民事上又は刑事上の訴訟においても、差し押さえられた品目又は後に差し押さえられる品目を没収する判決を下すことができる。これは、これらの価額を損害賠償金若しくは罰金から控除すること又は施行規則に規定する条件及び手続に基づいてこれらを処分することを目的とする。苦情処理委員会は、当該判決が下された当事者の費用において1以上の新聞により当該判決を公告することを命じることができる。また、無罪の判決を下す場合であっても、偽造若しくは模倣した商標又は不正に添付した若しくは使用した標章の廃棄を命じることができ、また、必要な場合は当該商標を付した品目の廃棄を命じることができる。

第53条

苦情処理委員会は、すべての民事上及び刑事上の訴訟、本法の施行から生じる紛争並びに本法の規定の違反について本法に定める罰則の適用に関して決定を下す権限を有する。

第54条

調査・訴追局は、本法の規定の違反に関する刑事事件において公訴権を行使する。

第 10 章 最終規定

第 55 条

施行規則には、王国又は王国を相互主義に基づいて遇する国で開催される国内又は国際博覧会において展示される製品又はサービスに使用される商標に関する仮保護についての手続を含める。当該博覧会は、商業大臣の決定により特定する。

第 56 条

商業大臣が任命した職員は、本法の執行に係わる限り、司法調査官としての権限を有する。

第 57 条

本法の施行規則は、本法の発出日から 60 日以内に商業大臣の決定により発するものとし、官報で公布する。

第 58 条

本法は、官報で公布し、公布から 90 日後に施行するものとし、かつ、ヒジュラ暦 1404 年 5 月 4 日の国王命令第 M/5 号により発した商標法を廃止する。